

平成23年度 税制改正大綱の概要①

法人実効税率の引下げ

●ポイント

法人税の基本税率を現行の30%から25.5%に引下げ
 (中小法人の軽減税率について、現行の特例による税率を3年間の措置として18%から15%に引き下げるとともに、現行の本則税率を22%から19%に引下げ)

	現行		改正案	
		年800万円以下		年800万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)

- ◎ 「現行」のカッコ内 …… 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度に適用
- ◎ 「改正案」のカッコ内 …… 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用

●改正後の中小法人の「実効税率」は・・・

法人税の基本税率引下げにより、「実効税率」も次のとおり変更されます。

		年所得		
		400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
資本金 1億円 以下	法人税	22.00%	22.00%	30.00%
	法人住民税	3.81%	3.81%	5.19%
	実効税率	29.34%	30.86%	40.87%
資本金 1億円 超	法人税	30.00%	30.00%	30.00%
	法人住民税	5.19%	5.19%	5.19%
	実効税率	37.56%	38.57%	39.54%



		年所得		
		400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
資本金 1億円 以下	法人税	19.00%	19.00%	25.50%
	法人住民税	3.29%	3.29%	4.41%
	実効税率	25.91%	27.53%	36.05%
資本金 1億円 超	法人税	25.50%	25.50%	25.50%
	法人住民税	4.41%	4.41%	4.41%
	実効税率	32.43%	33.54%	34.61%

◎ 「法人住民税」は、法人税率×17.3% (標準税率) で計算 / 「軽減税率」は考慮していない

[36.05% (資本金1億円以下・年所得800万円超) の計算例] ←

● 法人税等の税率を合計したものを表面税率と呼びます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{表面税率} \\ \hline 39.50\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{法人税率} \\ \hline 25.50\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{法人住民税} \\ \hline 4.41\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{法人事業税率} \\ \hline 9.60\% \\ \hline \end{array}$$

● 法人事業税は、法人税や法人住民税と異なり、翌期の所得の計算上、損金に算入され、その分課税所得が圧縮されます。そのため、実際には表面税率よりも低い税率が適用されると考えられ、これを「実効税率」と呼びます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{実効税率} \\ \hline 36.05\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{表面税率} \\ \hline 39.50\% \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline (1 + \text{法人事業税等の税率}) \\ \hline 1.096\% \\ \hline \end{array}$$